

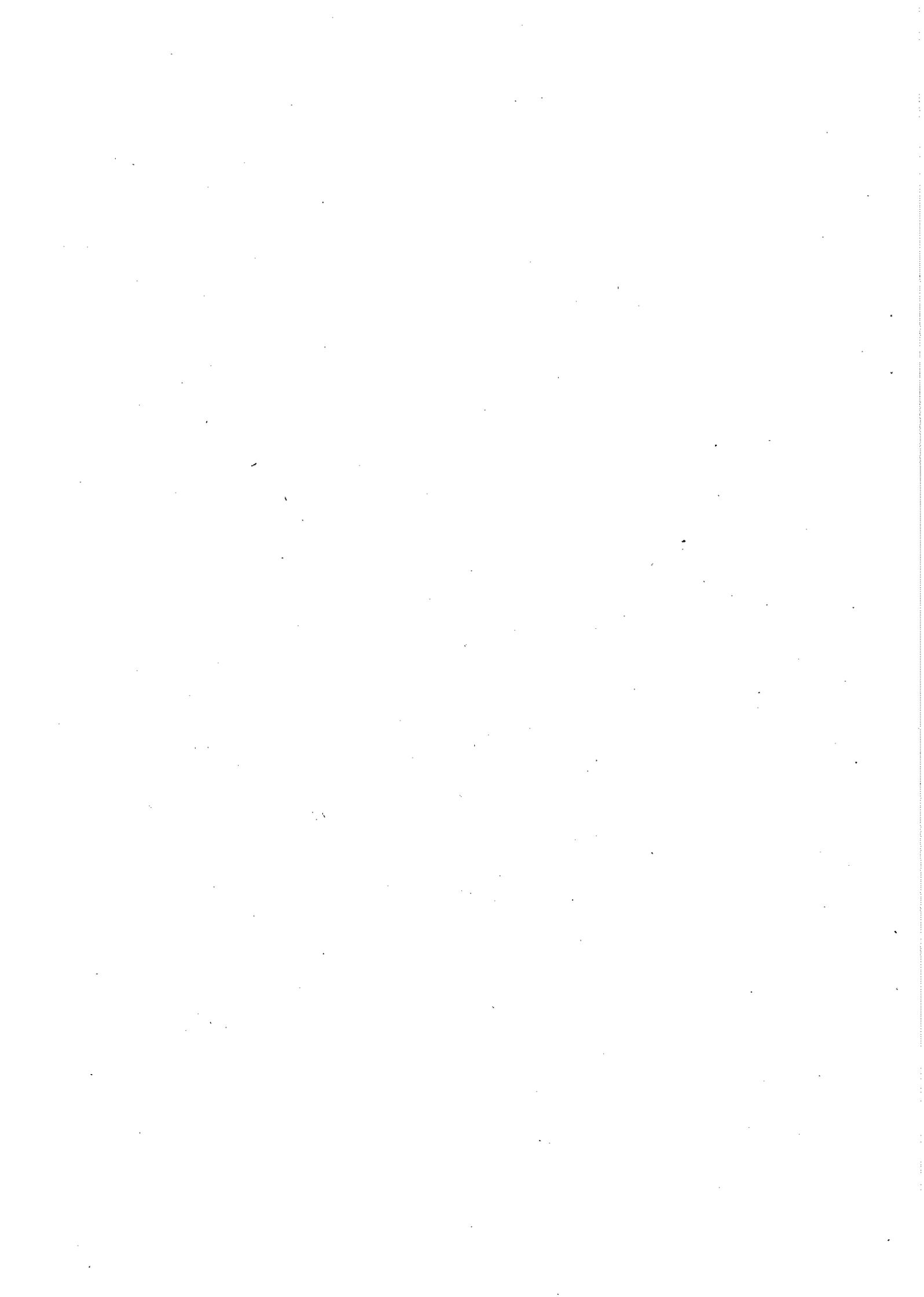
コンプライアンスハンドブック 研修実践事例集 — reference book —

各学校・各所属の優れた実践を
参考にしましょう！



平成25年10月

徳島県教育委員会



はじめに

「僕は教え子に対し、『気』を込めた言葉を発するようにはしています。期待する気持ちと思いやる気持ちの2つの『気』を込めます。」アーチェリー選手としてロサンゼルス五輪で銅、アテネ五輪で銀メダルを獲得した日体大准教授 山本 博氏の発言です。「指導者同士がお互いに律し合いながら、どうすれば子どもたちの人間的成長を促せるかを考え、一人一人と向き合った指導をしていかないとはいけません。」とも述べています。

児童生徒の成長を支援することが、我々教職員の使命であることは言うまでもありません。そのためには、「お互いに律し合い」児童生徒、保護者、地域の人々などから信頼を得ることが必要です。今後も各学校・各所属において「風通しの良い職場環境づくり」に取り組み、学校のチーム力を向上させるとともに、「教職員のコンプライアンス意識の向上」に継続的に取り組むことが、我々の重要な責務であり課題です。

さて、「コンプライアンス意識の向上」のためには、近年の多忙な学校や所属においても実施できる効果的な研修・啓発方法の工夫が欠かせません。本冊子では、昨年度のコンプライアンス推進報告書に書いていただいた、効果的な研修実践事例を紹介しています。各学校・各所属ではコンプライアンス推進員を中心に、従前の「コンプライアンスハンドブック及びケース集」を十分活用するとともに、本冊子の事例を参考にさせていただき、これまで以上に効果的な研修・啓発に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、「風通しの良い職場環境づくり」については、「2013年夏のコンプライアンス推進週間」の際に寄せられた実践・アイデアを本冊子に掲載していますので、参考にさせていただき、できることから取り入れていただければと思います。

なお、「風通しの良い職場環境づくり」については、その必要性や基礎となる考え方、実践のヒント等を別冊子「風通しの良い職場環境づくりのために」にまとめましたので、全員の方にお読みいただきますようお願いいたします。

「コンプライアンスハンドブック 研修実践事例集(reference book)」 の活用の仕方について

「コンプライアンスハンドブック 研修実践事例集(reference book) (以下、「実践事例集」という。)」は、昨年度末に提出いただいた、「コンプライアンス推進報告書」の「最も効果的にできた研修、最も成果が上がった研修」に記載された各学校・各所属の実践事例等をまとめたものです。

コンプライアンス推進のために、研修や啓発活動を実施していく中で、「他の所属で効果のあった研修実践事例を紹介して欲しい。」との要望が多かったため、作成しました。以下に、「実践事例集」の特徴や活用いただく上での留意点を記しておりますので、利用する前に御一読ください。

1. それぞれの実践事例には、〈研修内容〉と〈研修形態〉を示す略語を記載しています。それぞれが示す意味は次のとおりです。活用時の参考にしてください。

〈研修内容〉	法令等	(法令規則・教職員倫理)
	交通	(交通事故・違反防止)
	セハラ等	(わいせつ・セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント)
	体罰	(体罰防止)
	情報等	(情報セキュリティ・個人情報保護)
	メンタル	(メンタルヘルス)
	その他	(リスクマネジメント・学校事故・セルフチェック・その他)
〈研修形態〉	個別	(個別研修)
	グループ	(グループ研修)
	全体	(全体研修)

2. これまでに徳島県教育委員会が作成・発行してきました、「コンプライアンスハンドブック・ケース集」の具体的な活用事例も簡単にまとめました。また、これらを繰り返し活用していただくために、扱う内容毎に4冊全ての記載ページをまとめた「逆引き一覧」を掲載しています。
3. 「夏のコンプライアンス推進週間」で募集しましたコンプライアンス推進の土台となる「風通しの良い職場環境づくり」のアイデアや実践を紹介しております。
4. 巻末付録として、昨年度より3回実施しました「eラーニングによるコンプライアンス研修」のダイジェスト版を掲載しておりますので、復習に御利用ください。

この「実践事例集」をヒントとして、各学校・各所属における研修・啓発活動に工夫を加え、さらなる知識と意識のバージョンアップを図ってください。

目次

1 効果的な各学校・各所属の研修実践事例	1
2 これまでの「ハンドブック・ケース集」活用術	
[1] ハンドブック・ケース集活用時の工夫	9
[2] ハンドブック・ケース集活用の具体例	10
[3] これまでのハンドブック・ケース集の逆引き一覧	13
3 「風通しの良い職場環境づくり」のアイデア	15
(付録) これまでのeラーニング研修 (ダイジェスト版)	
[1] 飲酒運転の撲滅 (2012年夏)	23
[2] 個人情報の保護 (2012年冬)	28
[3] 体罰の防止 (2013年夏)	34

1 効果的な各学校・各所属の研修実践事例

毎年度末に、各学校・各所属からの「推進報告書」提出を依頼しております。昨年度（平成24年度）は、その報告書に、「最も効果的にできた研修、最も成果が上がった研修」について記載する設問を設けました。

ここで紹介する実践事例は、地域や各学校・各所属の特性を活かして、あるいは推進員が工夫をこらして実践されたものです。より有意義な研修のための参考にしてください。

グループ研修・話合いの研修実践

ここでは、各学校・各所属でグループを作り、推進員が提示したテーマについて、話合いを進めたり、何かを作り上げたりすることを通じて、コンプライアンス意識を高める研修事例を紹介します。どの研修も効果は抜群のようです。

実践事例1

交通

グループ

→

全体

(目的) 交通事故防止の意識を高める。

(テーマ) 交通事故に関する「ヒヤリハット」

(実施校種) 小学校

(研修の内容・概要)

① 2つのグループに分け、グループ毎に交通事故に関する「ヒヤリハット」体験を話し合う。

② 話し合われた内容から、気を付けることをグループ毎にキャッチフレーズにまとめて発表し合う。

③ その後、全体で「合い言葉」をまとめ、職員室に掲示する。

(効果) 身近な事例なので、より現実感をもって実行できるようになった。

実践事例2

その他

個別

→

グループ

(目的) 所属職員の課題意識の共有化

(テーマ) 各自が最も気を付けているコンプライアンス

(実施校種) 小学校

(研修の内容・概要)

① 自分の最も気を付けているコンプライアンスについてカードに記入する。

② グループで発表して、互いの感想や意見交換を行う。

(効果) 推進員の用意した研修内容ではなく、日頃の思いや心配事を少人数のグループで話し合う機会をもてたことで、それぞれの持つ課題を共有できた。



実践事例3

その他

個別

→

グループ

→

全体

(目的) 学年や学校全体の課題の共有化

(テーマ) 各学年の「ヒヤリハット」

(実施校種) 中学校, 県立学校

(研修の内容・概要)

- ①学年主任を中心に, 各学年の「ヒヤリハット」事例を出し合う。
- ②出された事例を用いて事例研修を行う。
- ③各学年での研修内容を全体で発表する。

(効果) 学年や学校全体の実態をより具体的に知ることができ, 改善策を見つけることができた。また, 普段あまりコミュニケーションが取れていなかった教職員と話ができ良かったという感想も多く聞かれた。



実践事例4

その他

グループ

(目的) コンプライアンス意識の醸成

(テーマ) 「セルフチェックフレーズ」をグループで考える

(実施校種) 教育機関

(研修の内容・概要)

- ①課ごとに「セルフチェックフレーズ」を考える。
- ②「セルフチェックフレーズ」作成と並行してコンプライアンスについてグループ討議をし, 話し合った内容の報告書を提出する。

(効果) グループでフレーズを考えることによって, 普段より話し合いが活発に行われ, 意識も自然に高まった。



Webページを活用した研修実践

ここでは、ネット上に公開されている企業や組織のWebページを活用した研修の実践事例を紹介します。手軽に利用できるものばかりですので、一度御覧になってください。

実践事例5

交通

個別

または

全体



(目的) 飲酒運転防止のための知識と対策

(公開団体) 日本損害保険協会

(実施校種) 中学校

(URL) <http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/traffic/0003.html>

(研修の内容・概要)

- ・掲載されている「あなたの職場は大丈夫!? 飲酒運転防止マニュアル」を利用して研修を行う。

(効果) 表やグラフのデータがイラスト等で掲載されており、非常に分かりやすい。

実践事例6

メンタル

個別

→

全体

または

グループ



(目的) メンタルヘルス向上のための知識と対策

(公開団体) 中央労働災害防止協会

(実施校種) 小学校

(URL) http://www.jisha.or.jp/web_chk/index.html

(研修の内容・概要)

- ・「労働者の疲労蓄積度チェックリスト (労働者用と家族用の2種類)」と「職業性ストレス簡易評価」, 「最近1か月のストレス」の4つのチェックシートがあり, Web上のチェックシートに回答していくと, 数値として「ストレス度」が表示される。
- ・Web ページを用いて, メンタルヘルスチェックを行い, 各学年で意見交換・相談を行った。

(効果) ○「ストレス度」が数値として表示されるので分かりやすい。

○日頃メンタル面のチェックをする場がないので, グループメンバー相互の理解が深まった。

実践事例7

交通

個別

→

全体

または

グループ

(目的) 動画による運転に関する KYT(危険予測訓練)

(公開団体) 本田技研工業株式会社

(実施校種) 小学校

(URL) <http://www.honda.co.jp/safetyinfo/kyt/training/>

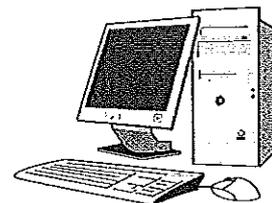
(Web ページ内容・概要)

・場面別の KYT(危険予測訓練) が動画で受けられる。

※ H25 年 7 月現在 26 の場面が掲載されており、2 ヶ月毎に 1 つの場面が追加される。

・推進員が、KYT ページを紹介し、職員一人一人がそのページを使って、交通安全に関する KYT 研修を行った。

(効果) Web ページ上のシミュレーションなので、個々に取り組むことができ、職員の意見が出やすく、自分のこととして考えられた。



お知らせ

本冊子の巻末には、昨年度から実施している「e-ラーニングによるコンプライアンス研修」のダイジェスト版を掲載しております。各学校・各所属での復習に御活用ください。

- 2012 年夏…飲酒運転の撲滅
- 2012 年冬…個人情報の保護
- 2013 年夏…体罰の防止

外部講師による研修実践

実践事例8

交通

全体

地域の事業所へ出かけての全体研修

(目的) 交通事故・交通違反防止全般について

(講師) 地元自動車学校の指導員

(実施校種) 県立高校

(研修の内容・概要)

- ・地域にある自動車学校に出向いて体験学習及び講義を受ける。
- ・シートベルトの効果体験、危険予測学習、飲酒ゴーグル体験等の体験研修
- ・飲酒運転の危険性と罰則についての講義

(効果) 地域の学校の職員であるという意識と交通安全意識の向上に効果があった。



実践事例9

交通

全体

外部講師を招いての全体研修（その1）

（目的）飲酒運転防止と公務員倫理の確立

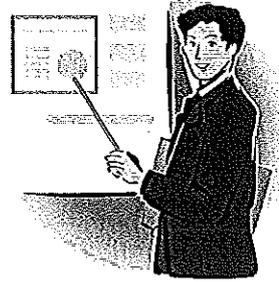
（講師）地元警察署交通課長

（実施校種）県立高校，教育機関

（研修の内容・概要）

- ・「飲酒運転の根絶をめざして」と題した講演を受講。
- ・「知って得するアルコールの基礎知識」というDVDの視聴と解説を受けた。
- ・同じ公務員として警察でも取り組んでいる公務員倫理の確立について

（効果）常日頃からあらゆる機会を捉えて繰り返し研修することにより，理性を鍛えることの重要性を確認できた。



実践事例10

情報等

全体

外部講師を招いての全体研修（その2）

（目的）情報を取り巻く環境の現状を知ることと，教職員として取り組むべき対策

（講師）徳島県立総合教育センター 情報教育担当指導主事

（実施校種）県立高校2校

（研修の内容・概要）

- ・「情報資産の適正な管理について」の講演を受講。

（効果）○情報セキュリティ等について専門的な指導にあたっている方に，直接的・具体的な問題について講演・指導いただき，個人情報保護条例等と関連させた研修ができた。

○また，情報資産持出し管理シート，情報資産発送確認記録簿についての全教職員の共通理解が図られた。

実践事例11

情報等

全体

外部講師を招いての全体研修（その3）

（目的）情報セキュリティの徹底

（講師）鳴門教育大学 生活・健康系コース 准教授

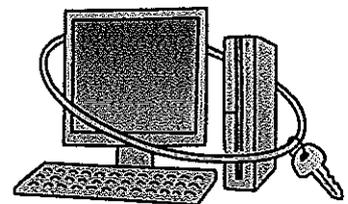
（実施校種）県立高校

（研修の内容・概要）

- ・『「情報セキュリティ」～校内における情報の取扱いや危険性，セキュリティポリシーの重要性～』と題した講演を受講。
- ・質疑応答の後，講演の意見を書いてもらい研修の定着化を図った。

（効果）○実例を交えての講演であり，教員としてどのように対応していくのか，その安全対策が実感を伴って理解できた。

○外部講師の招聘は，新しい知識の獲得に有効である。



実践事例12

メンタル

全体

外部講師を招いての全体研修（その4）

（目的）心と体の健康の大切さに気づく

（講師）臨床心理士

※「教職員相談事業出前講座」（県教育委員会福利厚生課主催）の活用

（実施校種）県立高校4校，小学校1校

（研修の内容・概要）

- ・「メンタルヘルス～ストレスとその反応，対策」の講演を受講。
- ・「元気に働くためのセルフケア」の講演を受講。

（効果）○心と体の健康の大切さについて改めて各教職員が自覚を持つことができた。

○外部講師により専門的知識の習得や効果的な対処法等について研修ができた。

○研修参加者が心を開くことができたため，成果が上がったと思われる。

○目に見えないストレスの解消法を目に見える形で詳細に解説していただき，簡単にできるセルフチェックを学んだ。

○職場でどのように対応していくかなど，教職員にとって勤務や生活に活かすことのできる研修になった。



実践事例13

その他

全体

外部講師を招いての全体研修（その5）

（目的）不当要求に屈しないためにどのように対応していけば良いのか

（講師）徳島県警察本部刑事部組織犯罪対策課より

（実施校種）県立高校

（研修の内容・概要）

- ・講義とロールプレイによる演習。

（効果）○学校に対する不当な要求に対して組織としてどのように対応すればよいのか，また管理職としてどういう指示を出せばよいのかについて理解できた。

○研修中のロールプレイは，本校の教員2名に行ってもらったが，他の教員にも大変参考になった。



お知らせ

コンプライアンス推進室でも、各学校・各所属での研修への講師派遣を積極的に行っています。派遣の申込みは下記まで。

☎番号 088-621-2773

✉メールで compliancesuishinshitsu@pref.tokushima.lg.jp

- 時間は通常50分～1時間程度で実施していますが、各学校・各所属の希望に合わせて実施します。希望時間をお知らせください。
- 日時は、各学校・各所属の希望を優先していますが、会議や他の研修との重なり等も考えられますので、2, 3の希望日をお知らせいただくと助かります。
- 研修内容も各学校・各所属の希望に合わせて準備します。「コンプライアンス全般」、「体罰防止を中心に」、「セクハラ等を中心に」等、必要な内容をお知らせください。
- 講師は、コンプライアンス推進室の室員が参ります。
- これまで実施してきた研修に対して、「コンプライアンスの本質的な理解が得られ、コンプライアンスに対する考え方を変えることができた。」、「具体的で、分かりやすく、簡単なワークショップも取り入れて、好評であった。」等の感想をいただいております。
- 公立小中学校は、市町村教育委員会と御相談の上、御連絡ください。

その他の研修実践

実践事例14

情報等

全体

(目的) 「情報セキュリティー」、「個人情報の取扱い」の徹底

(テーマ) 自校のホームページ作成について

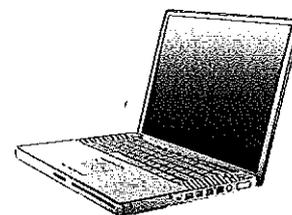
(実施校種) 小学校

(研修の内容・概要)

①自校のホームページ作成・更新についての研修を実施

②作成・更新の研修の中で「情報セキュリティー」、「個人情報の取扱い」に関する作業においては、注意点を確認しながら研修を行った。

(効果) 自校のホームページなので、身近なこととして研修に取り組めた。また、夏季休業中に実施したので、じっくりと取り組めたことも効果があった。



実践事例15

その他

個別

→

グループ

(目的) 職員組織の課題把握と職員の協力体制づくり

(テーマ) 自己評価の集計結果から考える

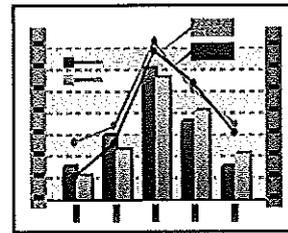
(実施校種) 小学校

(研修の内容・概要)

①自己評価の集計結果を提示する。

②その結果から職員組織の課題についてグループで協議し、働きやすい職場環境づくりを考えるとともに、職員の協力体制などについて話し合う。

(効果) 働きやすい職場環境づくりに、組織全体で関わっていくことが重要であることに気付くことができた。



実践事例16

その他

全体

(目的) コンプライアンス意識の醸成

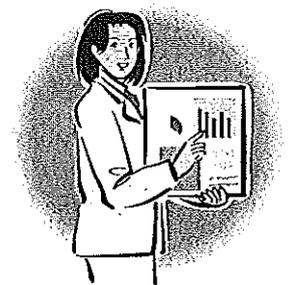
(テーマ) コンプライアンスに関する朝の1分間スピーチ

(実施校種) 事務局

(研修の内容・概要)

1回につき1～3分、職員朝礼の際に順番でコンプライアンスに関する1分間スピーチを行う。(4月～12月までで計36回)

(効果) 年間を通して反復・継続することにより、コンプライアンスを常に意識するとともに、注意喚起や啓発に役立った。



2 これまでの「ハンドブック・ケース集」活用術

各学校・各所属から提出された「推進報告書」には、これまでの4年間に発行してきた「コンプライアンスハンドブック・ケース集」を効果的に活用する様々な工夫も記されていました。ここではその工夫や、「ハンドブック・ケース集」を使った研修の具体例を紹介します。

また、それぞれのハンドブックやケース集のどのページに何が記載されているかが一目で分かる「逆引き一覧」も掲載しましたので、研修を企画する際の参考にしてください。

[1] ハンドブック・ケース集活用時の工夫

- ☞ グループ研修と全体研修を組み合わせると理解が深まる。
- ☞ ケース集を使い、グループで事例研修を実施すると、次のような効果が期待できる。
 - 一人一人の職員の考えを知ることができ、双方向型の充実した研修となる。
 - 意見がたくさん出る。
 - 経験の浅い若い職員は、先輩の意見が聞けて有効である。
- ☞ クイズ形式で事例検討を加えていくとスムーズに研修が進められる。
- ☞ これまでの4冊のハンドブックから事例を抜粋し、パワーポイントで問題形式にして、全員で考えていくと、集中して研修に取り組むことができる。
- ☞ 不祥事案が新聞等で報道された時、その事案に該当する箇所を抜き出して研修を実施するとタイムリーで効果が大きい。
- ☞ 今までのハンドブック・ケース集を「体罰」、「情報セキュリティ」など、内容毎にまとめて資料づくりをし、活用すると有効である。
- ☞ eラーニングによるコンプライアンス研修のテーマが前もって分かっているので、ケース集のテーマに該当するページを活用して、eラーニングの前後に研修すると効果的であり、理解が深まる。
- ☞ 推進員が、ケース集を学校の実態に合わせて編集し、作り直せば、各学校・各所属に応じた研修資料となり、有効である。
- ☞ ケース集を学校のサーバーの分かりやすい場所に保存し、所属の教職員が使いやすいようにすれば、各自が自由な時間帯に利用でき、便利である。

- 複数のケース集と今まで県教育委員会から出された通知・通達文や、研修資料を組み合わせると有効である。

(具体例)

① ケース集の p.1 ～ p.5 + 「教職員の交通事故・違反の根絶のために」(教職員課作成)による研修



② ケース集Ⅱの p.6 で事例研修



③ セルフチェックシート(2012 夏バージョン)でセルフチェック



[2] ハンドブック・ケース集活用の具体例



交通 **全体**

- ・ハンドブックの p.27 ～ p.33 を使って、より具体的な事例における処分量定を知る研修のうち、特に、P.31, P.32 (交通事故・交通法規違反関係) は、年末及び年度末に行うと効果的で、実践化されていると感じた。



交通 **全体**

- ・ケース集の p.1 ～ p.5 を用いて、交通違反等について、その防止策及び対応策について話し合った。全教職員が、道路交通法違反の具体的な内容及び罰則について理解でき、意識の高揚を図ることができた。



セハラ等 **体罰** **グループ** → **全体**

- ・ケース集の p.10, p.12 のセクシュアルハラスメント、体罰の事例を用い、3～4人のグループで、「何(どこ)が問題か」「どうすればよかったか」を話し合い発表し合った。発表者を交代することで全員が発言し、活発な意見交換ができた。



セハラ等 **体罰** **グループ** → **全体**

- ・ケース集Ⅲの p.17 ～ p.28 を用いて「セクシュアルハラスメント防止」「体罰防止」の研修を行ったが、事例や解説が詳しく、具体的で理解しやすいことに加えて、グループ研修を行い職員からも好評だった。



セハラ等 **個別** → **全体**

- ・ケース集Ⅲの p.17 ～ p.22 を用いて「セクシュアルハラスメント防止」の研修を行ったが、具体的な事例を基にした研修となったので、身近な問題として捉えることができた。



切爪等 体罰 情報等 グループ → 全体

- ・3グループに分かれて、ケース集Ⅲの p.31～p.33 を用い、「わいせつ・体罰防止・個人情報保護」について事例研修を実施し、結果をグループリーダーが報告し合った。その後で「体罰防止」について焦点化し、p.25～p.27 を用いて全体研修を行った。職員が主体的に取り組めた。



体罰 ①は グループ , ②は 全体

- ・ケース集Ⅲの p.23～p.28 を用いた「体罰防止」の研修
 - ①事例を通して、何が問題なのか、どう対応すればよいかなどについて考えることができ、グループで意見交換することで、生徒指導の共通理解に役立った。
 - ②まず全体で、ケース集Ⅲを用いた研修を行い、その後、自校の生徒指導や部活動の指導における悩みや疑問点を出し合った。日々の教育実践の中での悩みや問題を出し合うことで、自分の問題として捉えることができた。



情報等 全体 → 個別

- ・ケース集Ⅲの p.33 の事例7（個人情報の取扱い等）と市教育委員会提供の事例を合わせて研修に用いた。その後に市教育委員会の「情報セキュリティポリシー確認シート」でセルフチェックを行った。事例研修→セルフチェックと2ステップの研修にしたことで、職員の意識向上に有益であった。



その他 全体

- ・ハンドブックの p.27～p.33 やケース集の p.30～p.36 を使って、具体的な事例における処分量定を知ることは、消極的ではあるが、コンプライアンス意識の醸成に有効であり、不祥事発生の強い抑止力になる。



その他 グループ

- ・ケース集Ⅱの p.1 の「転落事故事例」を、自校の安全管理上のリスクとして捉え、各自が施設の危険箇所や安全指導している事柄をシートに記述し、グループで話し合うことでより現実的な研修となった。



その他 全体 → 個別

- ・ケース集Ⅱの p.6～p.16 を用いて事例研修を全員で行った後、セルフチェックシート（2012 夏バージョン）を用いて自己評価を実施した。自己と向き合う時間を取ることができ、職員の誰もが自分の弱さを明らかにするなど、忌憚のない意見交換ができた。



その他 全体 → 個別

- ・ケース集Ⅱの p.17 の管理職チェックシートで教職員に評価してもらい、以後の留意事項として役立てた。



【その他】 【個別】 → 【グループ】 → 【全体】

- ・ケース集Ⅱの p.18 ～ p.20 のチェックシートを使って
 - ①勤務を評価し合い結果について検討し合うことで実感を伴った研修となり、コンプライアンス意識の醸成に効果的である。
 - ②チェックシートにある文言の中によく理解できていないものがあることに多くの教職員が気づき、意識の甘さを自覚できたことが有益であった。



【その他】 ①②は 【グループ】 , ③は 【グループ】 → 【全体】

- ・ケース集Ⅲの p.5 ～ p.10 を用いた「リスクの芽」のチェック
 - ①グループごとにチェックした。従来のもものと比較してもより具体的な事例になっており、自らのことを他の人に語ることにより、本人はもとより、他の職員も非常に身近なものとして取り組めた。
 - ②グループごとにチェックし、話し合うことで、ボトムアップのコンプライアンス意識の向上につながった。
 - ③グループごとにチェックし、全体で話し合う研修を実施した。チェックシートの活用やグループ演習の方法が分かりやすく提示されているので、スムーズにグループ別研修に取り組むことができた。



【その他】 【グループ】 → 【全体】

- ・ケース集Ⅲの p.30 ～ p.34 を用いて、全国の様々な不祥事の「どこにどんな問題があるか」「対応策は何か」「どのような処分が科せられるか」の3点についてグループで話し合った後、全体で協議した。身近な問題として捉えることができ、効果的な研修となった。



[3] これまでのハンドブック・ケース集の逆引き一覧

昨年度までに発行した4冊の「ハンドブック・ケース集」に掲載された、コンプライアンスに関する「知識」や「資料」を一覧表にしました。このページを参考に、必要に応じてこれまでの「ハンドブック・ケース集」を御活用ください。

項目	具体的内容	該当する冊子とページ
法令遵守・ 教職員倫理	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの基本原則の確認 ○徳島県公務員倫理に関する条例 ○教職員のコンプライアンス意識の醸成 ○教職員の懲戒処分の指針 ○教職員の「標準的な処分量定」一覧(解答) ○公金等の違法な取扱いに関連する法令等 ○教職員の「標準的な処分量定」一覧 ○サービスの基本原則の確認 ○徳島県公務員倫理に関する条例 ○公金の取扱い等に関するケーススタディ ○勤務区分の明確化等のケーススタディ ○法令・規則違反のワークシート ○勤務区分の明確化・信用失墜行為の禁止 ・職務専念の義務に関するセルフチェック ○公金の取扱い・公務員倫理に関するセルフ チェック ○全国の事例に学ぶワークシート 	<ul style="list-style-type: none"> 「ハンドブック」p.2～p.3 「ハンドブック」p.5, p.23～p.24 「ハンドブック」p.12 「ハンドブック」p.25～p.26 「ハンドブック」p.27～p.33 「ケース集」p.20～p.21 「ケース集」p.30～p.36 「ケース集Ⅱ」p.5 「ケース集Ⅱ」p.29 「ケース集Ⅱ」p.13～p.14 「ケース集Ⅱ」p.15～p.16 「ケース集Ⅲ」p.34 「ケース集Ⅲ」p.5～p.6 「ケース集Ⅲ」p.8～p.9 「ケース集Ⅲ」p.33
交通事故・違反	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車の運転罰則について ○交通事故・違反の要因・背景・防止策 ○飲酒運転に関連する法令等 ○速度超過に関連する法令等 ○交通違反防止のケーススタディ ○飲酒運転の防止ワークシート ○交通事故・交通違反防止のワークシート ○全国の事例に学ぶワークシート 	<ul style="list-style-type: none"> 「ハンドブック」p.6 「ハンドブック」p.18 「ケース集」p.1～p.3 「ケース集」p.4～p.5 「ケース集Ⅱ」p.6 「ケース集Ⅲ」p.11～p.14 「ケース集Ⅲ」p.15～p.16 「ケース集Ⅲ」p.30
わいせつ・セク ハラ・パワハラ	<ul style="list-style-type: none"> ○わいせつ・セクハラの原因・背景・防止策 ○わいせつ(盗撮)に関連法令等 ○わいせつ(児童生徒へのいん行)に関連法令等 ○セクハラに関連する法令等 ○わいせつに関連するその他の法令等 ○セクハラに関するケーススタディ ○ハラスメントのセルフチェック ○セクハラ防止のワークシート ○全国の事例に学ぶワークシート 	<ul style="list-style-type: none"> 「ハンドブック」p.19～p.20 「ケース集」p.6～p.7 「ケース集」p.8～p.9 「ケース集」p.10～p.11 「ケース集」p.11 「ケース集Ⅱ」p.7 「ケース集Ⅲ」p.7 「ケース集Ⅲ」p.17～p.22 「ケース集Ⅲ」p.31・p.34

項目	具体的内容	該当する冊子とページ
体罰	<ul style="list-style-type: none"> ○体罰の要因・背景・防止策 ○体罰のケースについて ○体罰に関連する法令等 ○問題行動を起こす児童生徒に対する指導 ○児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方 ○体罰防止のケーススタディ ○体罰のセルフチェック ○体罰防止のワークシート ○全国の事例に学ぶワークシート 	<ul style="list-style-type: none"> 「ハンドブック」p.20～p.21 「ケース集」p.12～p.13 「ケース集」p.14 「ケース集」p.15 「ケース集」p.15～p.16 「ケース集Ⅱ」p.8 「ケース集Ⅲ」p.8 「ケース集Ⅲ」p.23～p.28 「ケース集Ⅲ」p.32
情報セキュリティ・個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の漏えいの要因・背景・防止策 ○個人情報の保護 ○情報セキュリティ対策 ○知的財産権への対応 ○情報セキュリティに関連する法令等 ○個人情報保護に関連する法令等 ○徳島県教育委員会情報セキュリティポリシーの概要 ○情報セキュリティ・個人情報保護のケーススタディ ○個人情報の保護等のセルフチェック ○全国の事例に学ぶワークシート 	<ul style="list-style-type: none"> 「ハンドブック」p.22 「ハンドブック」p.8 「ハンドブック」p.9 「ハンドブック」p.10 「ケース集」p.18 「ケース集」p.18 「ケース集」p.19 「ケース集Ⅱ」p.26 「ケース集Ⅱ」p.9～p.12 「ケース集Ⅲ」p.5 「ケース集Ⅲ」p.33
メンタルヘルス・風通しの良い職場環境	<ul style="list-style-type: none"> ○風通しの良い職場環境づくりと教職員間の協力体制の整備 ○メンタルヘルスの保持増進 ○ケーススタディ ○風通しの良い職場環境づくりに関するチェックシート（管理職用） ○メンタルヘルスのセルフチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 「ハンドブック」p.13 「ハンドブック」p.14 「ケース集Ⅱ」p.14～p.15 「ケース集Ⅱ」p.17 「ケース集Ⅲ」p.9
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事の具体的対応策 ○ヒヤリ・ハット報告書・ケーススタディ ○危険予知訓練（KYT）について ○コンプライアンス基本チェックシート ○コンプライアンス推進に関する用語解説 ○コンプライアンス推進体制 	<ul style="list-style-type: none"> 「ハンドブック」p.15～p.17 「ケース集」p.22～p.23 「ケース集」p.24～p.26 「ケース集Ⅱ」p.18～p.20 「ケース集Ⅲ」p.40 「ケース集Ⅲ」p.43

「ハンドブック」・・・<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010083000130/>（平成21年6月発行）

「ケース集」・・・<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010083000116/>（平成22年8月発行）

「ケース集Ⅱ」・・・<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011100400179/>（平成23年9月発行）

「ケース集Ⅲ」・・・<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2012092700063/>（平成24年10月発行）

3 「風通しの良い職場環境づくり」のアイデア

今年度（平成25年度）の「夏のコンプライアンス推進週間」で実施しました「風通しの良い職場環境づくり」のアイデア募集に70の学校・所属から169のアイデアが寄せられました。

ここでは、応募されたアイデアの一部を紹介します。それぞれの職場での工夫をヒントにして、「風通しの良い職場環境づくり」を目指して、教職員全員で取り組みましょう！

「仕事に係る風通しの良さ」のアイデア

アイデア1

学校長とフリートーク（吉野川高校のアイデア）

- 目的 風通しの良い職場環境や組織づくりを目指し、教職員の士気を高める。
- 日時 適宜（事前に案内は必要）
- 内容

普段話す機会が少ない学校長と教職員が数名で話をする機会を設け、フリートークをする。

職員会議等でなかなか意見を言うことができない教職員の考えや意見をくみ上げることができ、今後の学校運営に生かすことができる。学校長が知らない情報や課題等を把握することもできる。

また、教職員が学校長の考えを聞くこともでき、コミュニケーションの場となる。



アイデア2

しっとく、なっとく、班ミーティング（人権教育課のアイデア）

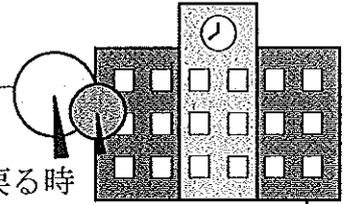
- 目的 担当制の実施に伴い、リーダー、サブリーダーが中心となり、班内のコミュニケーションを図りながら、チームとして業務を遂行する。
- 日時 適宜（事前に連絡は必要）
- 内容

所属内の班単位で定期的にミーティングを行い業務の進捗状況を確認したり、問題点等があれば相談し合ったりして、連携、協力して業務を遂行する。

定期的にミーティングを行うことにより、互いの業務内容についての理解が図られ、問題を感じたときに、一人で抱え込むことなく班で協力して解決することができる。また、班員同士のコミュニケーションを図ることができ、風通しの良い職場環境づくりにつながる。

アイデア3

遠回り大作戦！（中央高校のアイデア）



- 目的 学校全体に視野を広げ、情報収集のため
- 日時 授業やホームルームを終え、教室から職員室に戻る時
- 内容

職員室に戻る時に、わざと遠回りした経路で歩いてみると

- ①他の学級の様子分かる、②他の先生と廊下で会い会話が増える、③汚れや廊下のゴミに気づく、④自分の学級の生徒がうろうろしていることに気づく等、良いことがいっぱい！

アイデア4

リフレッシュ&スクラム職員室クリーン大作戦！
（海陽中学校、中央高校のアイデア）



- 目的 職員室の整理整頓
- 日時 月に1回
- 内容

全教職員で職員室の大掃除をする。使用されていない物、廃棄してよい物等を片付け、職員室内の整理整頓、書類が山積みになっているデスクをすっきりさせることで、物理的に風通しを良くするだけでなく、交流も図る。

職員室内の美化に全員で取り組むことで、気分が一新され、親睦も深まり、教職員間の連帯感も生まれる。

アイデア5

みんなで改善（加茂谷中学校の実践）

～スキ(好き)な学校、テ(手)を加えて、ステキ(素敵)な学校にするために～

- 目的 学校運営の中に各々の考えを反映させつつ、協働の意識を育てる
- 日時 学校行事が終わる毎
- 内容 行事振り返りシートによる改善活動

少人数の学校では、職員会等で、かえって思っていることが口に出せないことがある。そこで、行事が終わるごとに、教職員全員にアンケートをとり、行事の評価と改善点を記入してもらい、各々の意見は教頭が集約し、次回の職員会等で披露している。

風通しの良い職場環境とは、自由な意見の交換ができるだけでなく、所属する者すべてに有用感を持たせうる職場でなければならない。そのためには、職員間に協働の意識を育てなければならない。

実際の行事改善に関しては、いくつかの行事（資源回収・宿泊学習）において、職員の思いを汲み取ることができ、次回開催に反映できそうである。

アイデア6

つながるチーム〇〇中大作戦（協町中学校の実践）
～ホワイトボードミーティングで話し合おう～

- 目的 各々の持つ情報を積上げ、課題を見出し、解決のための役割分担を効率よく行うため
- 日時 校内研修・職員会議時
- 内容



校内研修・職員会議で*ホワイトボード・ミーティングを取り入れ、可視化・可聴化した情報交換を行う。

※ちよんせいこ氏（人まちファシリテーション工房）が提案した会議の進め方。ホワイトボードに情報を書き出し、「発散」「収束」「活用」の順序で話し合いを進める方法。

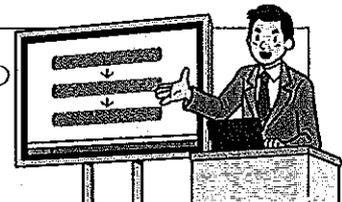
（効果）

- ・情報を可視化・可聴化することにより、情報交換が漏れなく重なりなく効率よくできた。
- ・その場にはいない職員も、ホワイトボードを見るだけで、情報が一目瞭然に把握できた。
- ・書き込まれたホワイトボードから、課題が明確になり、今後の取組や役割分担まで詳細に確認することができた。

アイデア7

何でも相談！みんなで対応！「風通し委員会」
（徳島科学技術高校のアイデア）

- 目的 学校運営や教育活動のあり方等に関する教職員の意見が活かされる仕組みをつくる。
- 日時 適宜
- 内容



- ・管理職、学年主任、課長等を委員とする「風通し委員会」を設置する。
- ・「風通し委員」は、教職員からの相談を受けたり、教職員に声かけを行う。
- ・「風通し委員」には何でも相談できるという、職場の雰囲気醸成する。
- ・「風通し委員」は、相談内容に応じて、教職員が適切なアドバイス等が得られるように対処する。
- ・学校運営や教育活動のあり方等に関する相談については、月1回程度開催する「風通し委員会」で話し合い、改善策を検討する。

（期待される効果）

- ・教職員が相談しやすい「風通し委員」に悩みや意見を相談できる職場の雰囲気が醸成される。
- ・「風通し委員会」により、教職員からの意見や提案を検討し、学校運営や教育活動に役立てることで、現状に対して、改善志向をもって意見を述べ合い、研鑽し合う教職員組織がつけられる。

アイデア8

はぐくみ会（新野小学校の実践）

○目的 教職員の児童共通理解

○日時 毎月第3月曜日 放課後

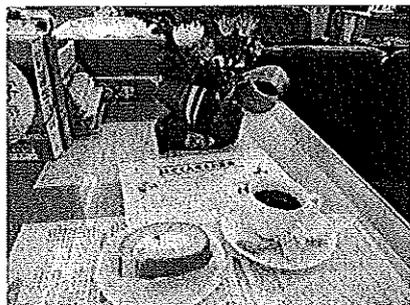
○内容

本来は、児童理解の話合いの場ではあるが、茶話会もかねている。

事例と向き合うことは時として厳しいものであるが、この会の時にはいつも季節のお菓子や飲み物を準備して話し合っている。そうすることで、会話も弾み心も癒されているように感じる。

一緒に悩みを分かち合える仲間がいるということ、またおいしい食べ物があるということで肯定的な意見が多い。

準備するときも、季節にあったものや珍しいもの、また各地域のものなどさまざまあるが、選ぶのも楽しいし職員も毎回楽しみにしている。



アイデア9

ぼくぼく親睦昼食会（東祖谷中学校の実践）

○目的 教職員だけでなく、生徒も含めてコミュニケーションを図り、風通しの良い学校づくりを目指している。

○日時 毎月「食育の日」に実施

○内容

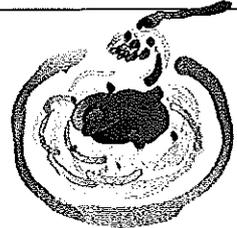
全教職員・全生徒で教室を離れ一緒に給食を食べて会話を楽しんでいる。会話の中からアイデアを引き出せたり、協働意識が生まれたりしていると感じる。みんなで学校をつくる心の絆をつくるという所属感が生まれます。

「仕事以外での風通しの良さ」のアイデア

アイデア10

“楽しいこと” しよう会（神山中学校の実践とアイデア）

- 目的 職員間の和とコミュニケーションの向上を図る。
- 日時 年度当初や、学期末の親睦会で+校内研修で
- 内容



①親睦会では、必ずゲームやクイズをする。

（例えば）年度初めの歓迎会では、新しく入った先生方に関するクイズ「これは誰でしょう」をする。事前に新しく入った先生方から趣味や嗜好を聞いておいてクイズにする。

②校内研修の時に、学校で、美味しい物を作ろう。

（実践例）学校菜園で収穫した物を使って、アイデア料理。好評だったものは、収穫したイモで、「紅いもタルト」、トマトとバジルを使って「手作りピザ」、モーターとアルミ缶で「手作り綿菓子」、「アメゴと煮卵の燻製作り」。

楽しいことを企画して、みんなでわっと騒ぎましょう。仕事は、いくらしてもきりが無い。早めに計画すると、楽しいことを考える時間が持続する。学校を楽しくするのは、自分たち（職員）です！

アイデア11

私たち癒され隊♥（城北高校の実践とアイデア）

- 目的 日頃のストレスの解消のため
- 日時 学期末や年度末+校内研修で
- 内容

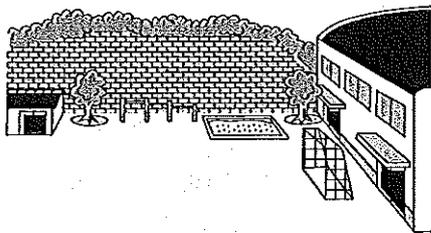
①女子会を開催したところ、多くの教職員が参加し、異世代交流や日頃校務分掌の異なる先生方と話が弾んでとても良かった。

②定期考査の時などの研修で、時には「癒し」の研修を企画する。

（例えば）・アロマオイル研修

・ツボ押しの研修

・美味しいものをみんなで作って、みんなで食べる etc・・・。



アイデア12

みんなで歩こう！校区たんけん！（大松小学校のアイデア）

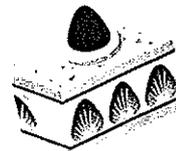
- 目的 気分転換＋地域への理解を深める
- 日時 季節の良い春と秋に1度ずつ
- 内容

教職員は、意外と校区（地域）のことを知らないし、集まって歩いたりしていない。まずは、車で出かけそこから地域を探検しながら学校に帰ってくる。集団で歩けば、コミュニケーションも深まるし、地域の方々とふれ合う機会も多くあるはず。みんなで歩くだけで、リフレッシュ！

アイデア13

お誕生日に話そう会（人権教育課のアイデア）

- 目的 職員同士の誕生日を祝うとともに互いに感謝の気持ちをもつことにより、親睦を深め、働きやすい雰囲気づくりをする。
- 日時 所属職員の誕生日
- 内容



- ・簡単な誕生会を行う。
- ・スピーチ（誕生にまつわるエピソード、名前の由来、将来の夢などを語る）
- ・メッセージ（〇〇さんのいいところ、感謝の言葉などを伝える）
- ・乾杯（お茶やコーヒーを飲みながら、楽しく語り合う時間をとる）
- ・誕生日の職員は、早めに退庁しリフレッシュする時間に充てる。

業務以外のことについても互いに知り合うことができ、互いの良いところや感謝の気持ちを伝え合うことで、個々の職員の自尊感情が高まる。

また、互いの良いところを伝え合う中で、業務に対する姿勢が確認され、所属全体の業務改善につながる。

加えて、早めに退庁し、個人の趣味や家族団らんなどの時間をもつことにより、リフレッシュでき、業務に取り組む意欲が増す。

アイデア14

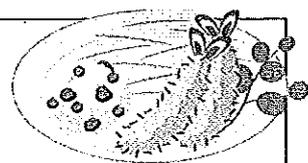
ランチ・ミーティング（城北高校のアイデア）

○目的 学年等の垣根を越えて親睦を深める

○日時 定期考査の昼食時等

○内容

教科や校務分掌で集まり，昼食会を開き，情報交換や親睦を深める。
職員室で過ごす時とは違う新たな一面を知ることができ，それによって職員室でのコミュニケーションが増える。



アイデア15

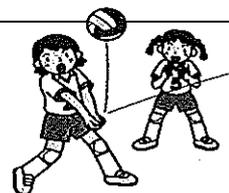
話（わ）～和（わ）～輪（わ）～（大松小学校のアイデア）

○目的 教職員の親睦を図る

○日時 毎月1回1時間程度

○内容

スポーツ大会（バレー，卓球，その他何でも），茶話会，トランプ大会等々
思いつく限りのことを全員で楽しむ。



アイデア16

目に付くところへ「フレーズ」掲示

（美馬市喜来小学校のアイデア）

○目的 繰り返してのコンプライアンス意識の醸成

○日時 常時

○内容

- ・一人になる時間（職員トイレ）や，必ず足を止める職員室の出入口に今年応募した「フレーズ」を1フレーズずつラミネートにかけて貼る。
- ・掲示する「フレーズ」や場所を定期的にローテーションすることで，目先も変わり，リフレッシュできる。
- ・自分たちで考えた言葉であるので受け入れやすい。
- ・自校内で再募集し，「フレーズ」を増やしていく。



アイデア17

ありがとうの広場（板野支援学校のアイデア）

- 目的 教職員間のコミュニケーションを活性化させる
- 日時 誰かに感謝の気持ちを伝えたい時（随時）
- 内容

ありがとう

教職員が「してもらってありがとう」と思ったことをハート型の付箋に記入して、職員室の「ありがとうの広場」（掲示板）に貼る。ハート型の付箋は、掲示板付近に用意しておく。

その場で「ありがとう」「お世話になりました」と言うことは習慣づいていると思うが、それを目に見える形で表し、みんなで「ありがとう」の気持ちを共有する。

小さなことでも、付箋に貼って視覚化することで、感謝の気持ちを残る形ではっきりと表すことができる。このやり方が好評であれば、ホール等に児童生徒用の「ありがとうのひろば」（掲示板）を設置する。

アイデア18

「ありがとうカード」大作戦（厩間小学校のアイデア）

- 目的 教職員間の心のふれ合いを活性化させる
- 日時 誰かに感謝の気持ちを伝えたい時（随時）
- 内容

企業等が導入していますが、教職員相互で「助けられたこと」「手伝ってもらったこと」「うれしかったこと」等を「ありがとうカード」に書いて「ありがとうボックス」に投函、または机上に置いていく。

Thank You 

付録

これまでのeラーニング研修（ダイジェスト版）

- [1] 飲酒運転の撲滅（2012年夏）
- [2] 個人情報の保護（2012年冬）
- [3] 体罰の防止（2013年夏）

[1] 飲酒運転の撲滅（2012年夏）

1 飲酒運転は、罰則の強化によって平成18年以降大きく減少しています。

コンプライアンス研修 ■ 飲酒運転の撲滅／過去10年間の交通事故 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ
■ 飲酒運転の撲滅
過去10年間の交通事故
飲酒運転の罰則強化
教職員の懲戒
飲酒運転の事例
アルコールの影響
事例研究
アルコール依存症
楽しく働きやすい職場

全国の交通事故と飲酒事故

年	飲酒事故	全事故
14年	20,000	800,000
15年	18,000	750,000
16年	16,000	700,000
17年	14,000	650,000
18年	12,000	600,000
19年	10,000	550,000
20年	8,000	500,000
21年	7,000	480,000
22年	6,000	460,000
23年	5,000	440,000

○正解
平成18年度から平成20年度にかけて飲酒事故が大きく減少しています。これは、罰則の強化による効果と考えられます。しかし、平成20年以降は、ほとんど減っていません。

罰則の強化は、なぜ行われたのでしょうか？
それは、平成18年に起きた、悲惨な飲酒事故がきっかけとなりました。

▶ 次のページ

■ コラム欄をお読みください。

2 「飲酒運転罰則強化」の内容はどのようなものだったでしょう。

コンプライアンス研修 ■ 飲酒運転の撲滅／飲酒運転の罰則強化 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ
■ 飲酒運転の撲滅
過去10年間の交通事故
飲酒運転の罰則強化
教職員の懲戒
飲酒運転の事例
アルコールの影響
事例研究
アルコール依存症
楽しく働きやすい職場

飲酒運転の罰則強化

▶ 1. 酒酔い運転

改正前	改正後
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

▶ 2. 酒気帯び運転

改正前	改正後
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

その他の罰則の強化

種類	罰則
飲酒検知(呼気検査)拒否に対する罰則	3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
救護義務違反(いわゆる「ひき逃げ」)に対する罰則	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○正解
・酒酔い運転の場合
(行政処分)
「酒酔い運転」→35点減点、運転免許取消し、3年間は免許を再取得できません。
「酒気帯び運転」→呼気1リットルにつき0.15mg以上0.25mg未満は13点減点、免許の停止処分(90日間の免許停止)
0.25mg以上は25点減点、免許の取消し、2年間は免許を再取得できません。

酒酔い運転とは「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」とされ、呼気中のアルコール検知値とは関わりありません。

これらの刑事罰以外にも、運転免許取消しなどの行政処分を受け、損害賠償などの民事責任が問われます。

▶ 次のページ

■ コラム欄をお読みください。

(問5) 飲酒運転で、電柱に衝突する自損事故を起こした教職員の懲戒処分は
1 原則として免職 2 免職または停職 のどちらでしょう。

3 飲酒運転に関する標準的処分量定を確認しましょう。

(問5の正解) 1

コンプライアンス研修 ■ 飲酒運転の撲滅／教職員の懲戒 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ
 ■ 飲酒運転の撲滅
 過去10年間の交通事故
 飲酒運転の罰則強化
 教職員の懲戒
 飲酒運転の事例
 アルコールの影響
 事例研究
 アルコール依存症
 楽しく働きやすい職場

飲酒運転をした教職員の標準的な処分量定

▶ 1. 原則として免職

非違行為等	具体例	免職	停職	減給	戒告
飲酒運転	(1)相手方を死亡させた教職員	○			
	(2)相手方に重傷を負わせた教職員	○			
	(3)相手方に軽傷を負わせた教職員	○			
	(4)他人の所有物に損傷を与えるなど交通事故を起こした教職員(自損事故を含む)	○			

▶ 2. 免職又は停職

非違行為等	具体例	免職	停職	減給	戒告
飲酒運転	(5)上記(1)～(4)以外で、飲酒運転をした教職員 ※ 飲酒運転をした管理職員(管理職手当の支給を受ける教職員は、原則として免職とする。)	○	○		

■ コラム欄の再問にお答えください。

○正解
 左の表に示したように、飲酒運転で事故を起こした場合は、自損事故であっても、原則として免職となります。

(問5)
 飲酒運転を知っていて、同乗した教職員の懲戒処分はどうか。
 次の1～2から選んでください

▶ 1. 免職又は停職
 ▶ 2. 免職・停職・減給・戒告のいずれか

(問6の正解) 1

コンプライアンス研修 ■ 飲酒運転の撲滅／教職員の懲戒 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ
 ■ 飲酒運転の撲滅
 過去10年間の交通事故
 飲酒運転の罰則強化
 教職員の懲戒
 飲酒運転の事例
 アルコールの影響
 事例研究
 アルコール依存症
 楽しく働きやすい職場

飲酒運転をした教職員の標準的な処分量定

▶ 1. 免職又は停職

非違行為等	具体例	免職	停職	減給	戒告
関係者の責任	(1)飲酒運転、ひき逃げ、当て逃げ等の悪質な法令違反の車両の同乗者及び道路交通法違反を教唆又はほう助したと認められる教職員	○	○		

▶ 2. 免職・停職・減給・戒告のいずれか

非違行為等	具体例	免職	停職	減給	戒告
関係者の責任	(1)飲酒運転等悪質な法令違反があった場合において、当該飲酒等の事実について責任があると認められる教職員	○	○	○	○

■ コラム欄の再問にお答えください。

○正解
 左の表に示したように、飲酒運転を知っていて同乗した教職員は免職又は停職となります。

(問7)
 A教諭が、車を運転して帰るので酒は飲めないと断ったにもかかわらず、B教諭が飲酒を強要し、同席していたPTA役員を自宅まで送るよう依頼した結果、A教諭が飲酒事故を起こしてしまった。B教諭はどうなりますか。
 次の1～2から選んでください

▶ 1. 免職又は停職
 ▶ 2. 免職・停職・減給・戒告のいずれか

(問7の正解) 1

運転者に対して飲酒を強要し、飲酒後運転を依頼する行為は、飲酒運転のほう助にあたり、免職又は停職になります。

4 飲酒運転の事例から考えましょう。

コンプライアンス研修	飲酒運転の撲滅／飲酒運転の事例	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ 飲酒運転の撲滅 過去10年間の交通事故 飲酒運転の罰則強化 教職員の懲戒 飲酒運転の事例 アルコールの影響 事例研究 アルコール依存症 楽しく働きやすい職場	【代行で帰ったはずなのに－事例1・2】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事例1 市内で同僚らとビールなどを飲んだ後、代行運転で知人宅へ行って、<u>知人宅付近の路上に停車した車を空き地へ移動させようとバックしたところ、路上にいた男性2人に接触して軽傷を負わせた。</u></p> <p>事例2 市内の居酒屋で開かれた学校の文化祭の打ち上げで生ビール4、5杯と酎ハイ1・5杯を飲み、午後11時ごろ、<u>代行運転を利用して別の飲食店に移動し、さらにビールを飲んで、翌日午前1時過ぎ、自分の車を運転して帰宅する途中、検挙された。</u></p> </div> <p>■ コラム欄をお読みください。</p>	(問8) 事例1、事例2の問題点はどこにあるでしょうか。 それぞれ指摘してください。 【事例1の問題点】 代行を利用して、友人宅まで行ったのに、空き地に入れるために自分で車を運転した。 【事例2の問題点】 代行運転を利用して別の飲食店に移動し、さらにビールを飲んで、翌日午前1時過ぎ、自分の車を運転して、帰宅。 飲酒運転にまつわる不可解な事例は、まだまだあります。 ▶ 次のページ

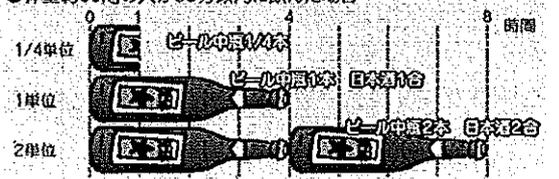
コンプライアンス研修	飲酒運転の撲滅／飲酒運転の事例	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ 飲酒運転の撲滅 過去10年間の交通事故 飲酒運転の罰則強化 教職員の懲戒 飲酒運転の事例 アルコールの影響 事例研究 アルコール依存症 楽しく働きやすい職場	【これは明らかに飲酒運転でしょう－事例3・4】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事例3 午後7時ごろ自宅で水割り3杯を飲み、車を運転して買い物に行く途中、丁字路交差点で一時停止中の車に接触した。呼気1リットル当たり0.15mg以上の酒気が検出された。</p> <p>事例4 町内のスナック数軒で生ビール数杯と日本酒数本を飲んだが、「<u>足元がふらつかない</u>」と判断して乗用車で帰宅する途中だった。</p> </div> <p>■ コラム欄をお読みください。</p>	(問9) 事例3、事例4の問題点はどこにあるでしょうか。 それぞれ指摘してください。 【事例3の問題点】 水割り3杯を飲んで車を運転することを「異常だ」と思わないところに問題があります。 【事例4の問題点】 生ビール数杯と日本酒数本を飲んで、「足元がふらつかない」と判断して乗用車で帰宅することは、正常な判断とは思えないでしょう。 このように、飲酒によって正常な判断ができなくなるのはなぜでしょうか？ ▶ 次のページ

※ 飲酒は、本来なら犯さない単純な「判断ミス」を引き起こします。

※ 飲酒が引き起こす不祥事は、「わいせつ」「セクハラ」「窃盗」等、多岐に及んでいる事実もしっかり記憶に留めておいてください。

5 アルコールの影響を確認しましょう。

コンプライアンス研修	■ 飲酒運転の撲滅／アルコールの影響	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室										
研修テーマ	アルコール 1単位とは											
■ 飲酒運転の撲滅	【 1単位のアルコール = 純アルコール20g 】											
過去10年間の交通事故 飲酒運転の罰則強化 教職員の懲戒 飲酒運転の事例 アルコールの影響 事例研究 アルコール依存症 楽しく働きやすい職場	<table border="1"> <tr> <td>・ビール中瓶</td> <td>1本(500ml)</td> </tr> <tr> <td>・日本酒</td> <td>1合(180ml)</td> </tr> <tr> <td>・ウイスキーダブル</td> <td>1杯(60ml)</td> </tr> <tr> <td>・酎ハイ(7%)</td> <td>1缶(350ml)</td> </tr> <tr> <td>・ワイン</td> <td>2杯(180ml)</td> </tr> </table> 	・ビール中瓶	1本(500ml)	・日本酒	1合(180ml)	・ウイスキーダブル	1杯(60ml)	・酎ハイ(7%)	1缶(350ml)	・ワイン	2杯(180ml)	飲酒量を把握しよう お酒を飲んでいるうちに、自分がどのくらい飲んだのか分からなくなりませんか？
・ビール中瓶	1本(500ml)											
・日本酒	1合(180ml)											
・ウイスキーダブル	1杯(60ml)											
・酎ハイ(7%)	1缶(350ml)											
・ワイン	2杯(180ml)											
	■ コラム欄の質問にお答えください。	特に、いろいろな種類のお酒を、一晩の内に飲むと飲酒量が分からなくなりがちです。 そこで、アルコール単位で飲酒量を把握しましょう。										
		1単位のアルコール量 本文をご覧ください。1単位のアルコール量は純アルコールで20gです。アルコールの種類には関わらず、アルコール量で飲酒量を計ることができます。										
		▶ 次のページ										

コンプライアンス研修	■ 飲酒運転の撲滅／アルコールの影響	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ	アルコール1単位を分解する時間	
■ 飲酒運転の撲滅	飲酒量とアルコール分解時間の関係(個人差があります)	
過去10年間の交通事故 飲酒運転の罰則強化 教職員の懲戒 飲酒運転の事例 アルコールの影響 事例研究 アルコール依存症 楽しく働きやすい職場	<p>● 体重約60kgの人が30分以内に飲んだ場合</p>  <p>「飲酒運転根絶を目指して!!(内閣府・栃木県)」リーフレットより引用しました。</p> <p>【1単位のアルコールを分解する時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 男性は、飲み終わってからおよそ4時間 ● 女性はおよそ5時間 	適度な飲酒量は1日1単位以内 女性は半分 「ほろ酔い」までにとどめること。それが1単位。 女性はアルコールの害を受けやすいので、この半分くらいにしましょう。
	■ コラム欄の質問にお答えください。	3単位飲んだら 半日(4時間) / 1単位 × 3単位 = 12時間 アルコールが体内から消えません。 朝起きたときに、前夜のアルコールが残っているので運転すれば「飲酒運転」になってしまいます。
		睡眠でアルコールは抜ける？ アルコールの分解は、睡眠中はぐっと遅れます。したがって、必要時間以上経過しないと絶対にアルコールは抜けないのです。
		▶ 次のページ

- ※ 上記は、個人差があり、いちがいに適用できません。あくまで目安です。
- ※ 自分の酒量を正確に把握することがとても重要です。
- ※ 特に注意したいのは、深酒した翌朝の「酒気帯び」です。「少し寝たから大丈夫だ」という安易な判断は禁物です。

6 アルコール依存症について確認しましょう。

コンプライアンス研修	■ 飲酒運転の撲滅／アルコール依存症	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ	アルコール依存症に対する誤解	
■ 飲酒運転の撲滅		
過去10年間の交通事故 飲酒運転の罰則強化 教職員の懲戒 飲酒運転の事例 アルコールの影響 事例研究 アルコール依存症 楽しく働きやすい職場	<p>1. だらしない性格の人が、アルコール依存症になる。 (誤り) 「依存症になりやすい性格」はありません。ただし「依存症になりやすい体質」はあります。</p> <p>2. 女性はアルコール依存症になりにくい。 (誤り) 女性ホルモンなどの関係で、女性の方が酒の害を受けやすく、依存症になりやすいのです。</p> <p>3. ビールだけしか飲まないで依存症にはならない。 (誤り) 問題なのは酒の種類ではなく、飲んだものの中に含まれているエチルアルコールの総量。</p> <p>4. 酒を飲んでも顔が赤くならないので、依存症にはならない。 (誤り) 顔色が変わらない人は、たくさん飲んでも体調に異変がないため、気づかないうちに大量のアルコールを摂取してしまうことになり、かえって依存症になる危険性大なのです。</p> <p>5. 仕事をしているから依存症ではない。 (誤り) アルコール依存症は進行性の病気です。たいていの人は必死に問題を隠して仕事をこなしています。仕事に明らかな支障が出て、家庭崩壊に至ったりするのは依存症後期です。</p>	
アルコール薬物問題全国市民協会(ASK)のホームページから引用しました。詳しく学習したい方はこちらをご覧ください http://www.ask.or.jp/		
■ コラム欄の質問にお答えください。		

○正解

(その他の項目)

6. アルコール依存症者は、意志が弱いので酒がやめられない？
 ちがいます。飲酒をコントロールできないのは、意志が弱いからではなく病気の症状。また、酒が切れると離脱症状(禁断症状)が出てくるので、それがつらくて飲んでしまうのです。

7. 肝臓が悪くなければ、まだ依存症ではない？
 障害の出方には個人差があります。肝臓は悪くならず、脳神経系に障害が出るタイプの人もいますので、いちがいに言えません。

8. アルコール依存症になったら、死ぬまで酒をやめられない？
 コントロールを失う病気ですから、自己流でやめるのは無理です。けれど、治療・援助を受ければお酒をやめられます。

9. 病気が治れば、また飲めるようになる？
 アルコール依存症は、糖尿病と同じような慢性病です。回復はあっても完全に治ることはなく、病気と上手につき合っていくことが大切です。

▶ 次のページ

飲酒運転防止は職場ぐるみで！

コンプライアンスカード
 を着用し、みんなで確認！

- 車は家や職場に置いて行く
- ×運転者には酒をすすめない
- 帰宅方法を全員で確認する
- 代行での帰宅を必ず見送る

- ×アルハラ・セクハラ・パワハラ禁止
- 楽しい職場は互いの思いやり
- ×過度な残業は、健康の大敵
- お酒に依存せず、明るく楽しく！

お互いを尊重し、
 何でも言い合える
 楽しい職場づくり

[2] 個人情報の保護（2012年冬）

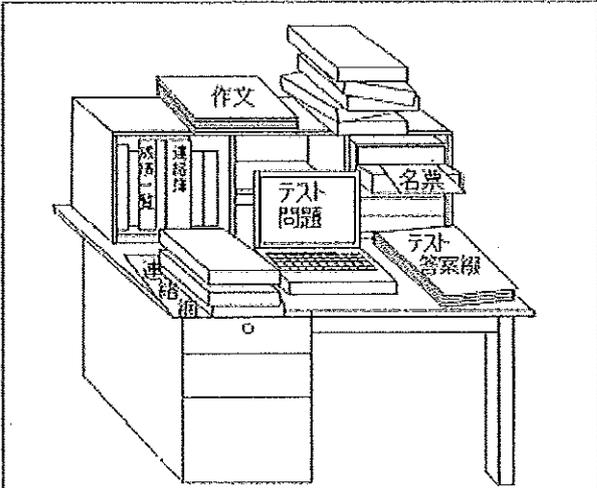
1 あなたのデスクはどちらですか？

コンプライアンス研修 ■ 個人情報の保護 / はじめに 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護
はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

あなたの机の上はどうなっていますか？



個人情報や秘匿しなければいけない情報が放置されていませんか？

まず、はじめに、あなたの日頃の心がけについてお尋ねします。

(質問)

① あなたは、業務に使用する机上の整理(クリアデスク)をしていますか？

② パソコン使用中に一時席を離れるときは、画面のロック(クリアスクリーン)を実行していますか？

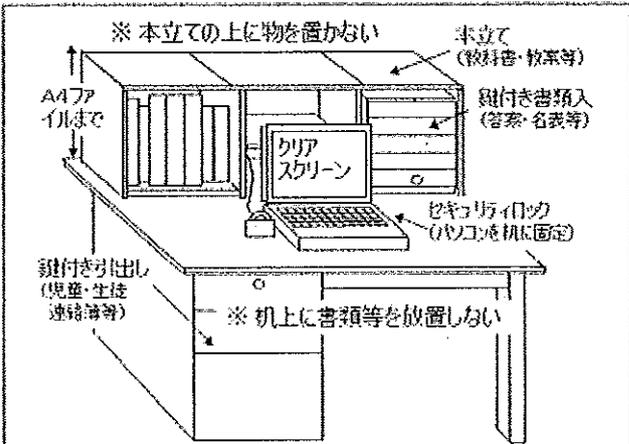
▶ 次のページ

コンプライアンス研修 ■ 個人情報の保護 / はじめに 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■ 個人情報の保護
はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

あなたの机の上はどうなっていますか？



クリアデスク、クリアスクリーンを実行しましょう。

(解説)

① クリアデスク
個人情報等の重要な文書・書類を机の上に放置することなく、施錠できる場所に整理して保管することで、情報漏えいを防止します。

② クリアスクリーン
パソコン画面を部外者に見られたり、不正に操作されることを防止します。(クリアスクリーンは後で実行してあります。)

日常の、少しの心がけにより、個人情報の漏えいを防ぐことができます。

▶ 次のページ

2 個人情報保護条例を確認しましょう。

①個人情報を収集する時は、本人から集めなければならないのですか？

<p>コンプライアンス研修</p> <p>研修テーマ</p> <p>■個人情報の保護</p> <p>はじめに 個人情報 個人情報の収集と利用 個人情報の不適切使用 教職員の懲戒 情報セキュリティ まとめ</p>	<p>■個人情報の保護／個人情報の収集と利用</p> <p>個人情報の収集方法</p>	<p>徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p>
	<p>(問) 個人情報を収集するときは本人から集めなければならないのですか？</p> <p>(答) ◇保護条例 第6条 第2項</p> <p>実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>① 本人の同意があるとき、</p> <p>② 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき、</p> <p>③ 収集する個人情報が出版、報道等により公にされているとき、</p> <p>④ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、</p> <p>⑤ 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき、</p> <p>⑥⑦ 省略</p>	<p>○正解</p> <p>(答) 個人情報を収集するときは、本人から収集するのが原則です。</p> <p>(問4) 個人情報を収集するときは、その目的を明示しなければなりませんか？</p> <p>▶ 1. はい、目的を明示する必要があります。</p> <p>▶ 2. いいえ、特に定めはありません。</p>

②個人情報を収集する時は、その目的を明確にしなければなりませんか？

<p>コンプライアンス研修</p> <p>研修テーマ</p> <p>■個人情報の保護</p> <p>はじめに 個人情報 個人情報の収集と利用 個人情報の不適切使用 教職員の懲戒 情報セキュリティ まとめ</p>	<p>■個人情報の保護／個人情報の収集と利用</p> <p>情報収集目的の明示</p>	<p>徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p>
	<p>(問) 個人情報を収集するときは、その目的を明示しなければなりませんか？</p> <p>(答) ◇保護条例 第6条</p> <p>実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ※個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により収集しなければならない。</p> <p>※個人情報取扱事務 実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行する上で個人情報の収集、利用、提供、管理、廃棄又は消去を伴うものをいう。(保護条例第2条)</p>	<p>○正解</p> <p>個人情報を収集するときは、その目的を明確にしなければなりません。</p> <p>(解説) 申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載して提出するものは、利用目的の明示の方法として、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられます。</p> <p>(問5) 学校の緊急連絡網は、電話番号が含まれているので、作成・配付することができないのでしょうか？</p> <p>▶ 1. はい、できません。</p> <p>▶ 2. いいえ、予め了解を得て、作成・配付することができます。</p>

■コラム欄を読み、問にお答えください。

③学級の緊急連絡網は、電話番号等の個人情報が含まれているので、作成・配布することができないのでしょうか？

<p>コンプライアンス研修 研修テーマ</p> <p>■個人情報の保護 はじめに 個人情報 個人情報の収集と利用 個人情報の不適切使用 教員の懲戒 情報セキュリティ まとめ</p>	<p>■個人情報の保護／個人情報の収集と利用</p> <p>学級での緊急連絡網の配付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(問) 学級の緊急連絡網は、電話番号が含まれているので、作成・配付することができないのでしょうか？</p> <p>◇保護条例 第7条(利用及び提供の制限)</p> <p>実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は<u>当該実施機関以外のものに提供してはならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>① <u>本人の同意があるとき</u>、又は本人に提供するとき。</p> <p>②～④(省略)</p> </div> <p>■ コラム欄を読み、問にお答えください。</p>	<p>徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p> <p>○正解</p> <p>(答) 本人の同意を得れば、個人情報を提供することができます。</p> <p>(解説) 緊急連絡網を作成・配付するときは、収集目的として「<u>緊急連絡網に使用すること</u>」、「<u>学級に所属する児童・生徒の家庭だけに配付すること</u>」等を明記し、かつ、「同意する」との意思確認をもらうことが必要です。</p> <p>本人が未成年の場合は、必ず<u>保護者の同意を得る</u>ようにしてください。</p> <p>(問6) 緊急連絡網を配付するときの注意事項はありますか？</p>
--	---	---

(緊急連絡網を配布するときの注意事項は?)

- 緊急連絡にだけ使用すること
- ファイルに管理するなど、情報が漏えいしないようにすること
- 不要になった際は、返却又は自己責任で処分すること 等を記載しておく。

3 個人情報漏えいの事例から考えましょう。

<p>コンプライアンス研修 研修テーマ</p> <p>■個人情報の保護 はじめに 個人情報 個人情報の収集と利用 個人情報の不適切使用 教員の懲戒 情報セキュリティ まとめ</p>	<p>■個人情報の保護／個人情報の不適切使用</p> <p>事例1 外部メモリーの盗難</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>男性教諭(58)が車上荒らしの被害に遭い、生徒614人の名前と成績のデータが入ったパソコンの外付けハードディスクを盗まれていた。市教育委員会によると、教諭は進路指導担当で、3月に卒業した319人と今年の3年生295人の情報を、自宅で資料を作成するために校長の許可を得ずに持ち出していたもので、レンタルビデオ店の駐車場に車を止めていた間に、ハードディスクを入れたバッグを車内から盗まれたという。</p> </div> <p>■ コラム欄をお読みください。</p>	<p>徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p> <p>(問7) この事例の問題点を、2点挙げてください。</p> <p>(答2) ① 校長の許可を得ずに持ち出した。 ② 個人情報を、車中に放置して被害に遭った。</p> <p>個人情報の取扱には、慎重でなければなりません。<u>寄り道をせず、まっすぐ帰宅</u>すべきです。どうしても寄り道しなければならないときは、外部記録媒体を<u>肌身離さず</u>に持っていることが求められます。</p> <p>次は、持ち出し資料の紛失事例です。</p>
--	---	--

コンプライアンス研修 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ

個人情報の保護 個人情報保護の保護 個人情報の不適切使用

事例2 個人情報を記載した資料の紛失

担任教諭が、122人分の成績などをまとめた進路指導資料ファイル1冊を紛失したことを明らかにした。ファイルには、5教科の実力診断テスト4回分の結果、9教科の5段階評価、志望高校と学校側の判定などが記載されていた。市教委の学校情報管理規程により、個人情報や成績データは校外への持ち出しが禁止されているが、教諭は生徒宅で進路指導をするためとして持ち出し、翌朝、紛失に気づいたという。

コラム欄をお読みください。

(問8) この事例の問題点を、2点挙げてください。

(答2) ① 流出すると重大な影響を及ぼす個人情報であった。
② 持ち出し禁止が守られていない。
「校外への持ち出しが禁止されている」を守るためには、保管責任者を決め、毎日確認することが有効です。

4 個人情報保護に関する標準的な処分量定及び個人情報保護条例違反の罰則を復習しましょう。

コンプライアンス研修 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ

個人情報の保護 個人情報の保護/教職員の懲戒

標準的な処分量定

非遵行為等の分類・具体例		懲戒
9 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、その職務以外の用に供することを目的として個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した教職員	減給、又は戒告
10 個人情報の盗難紛失又は流失	過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流失させ、公務の運用に支障を生じさせた教職員	減給、又は戒告
11 個人情報の不当利用	職務上知り得た個人情報を自己の利益のために供する等、不当な目的で使用した教職員	免職、停職、減給のいずれか

○正解 (問13) 個人情報の不当利用をした教職員は、徳島県条例違反として刑事罰も科される可能性があります。どのような刑罰が、科されますか。

▶ 1. 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
▶ 2. 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

コラム欄を読み、問にお答えください。

コンプライアンス研修 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ

個人情報の保護 個人情報の保護/教職員の懲戒

個人情報保護条例の罰則

▶ 1. 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第58条)
特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを提供したとき
▶ 2. 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第59条)
その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

○正解 両方正解です。

1は、コンピュータシステムで検索できるように情報を提供したとき
2は、それ以外の個人情報を不正な利益を図る目的で提供したとき
にそれぞれ該当します。

コラム欄をお読みください。

5 個人情報の保管や管理はどのようにすればよいのでしょうか？

(管理する場合の留意点)

- 管理者を決める
- 常に施錠する
- 一目で確認できるよう整理して保管する

コンプライアンス研修 個人情報保護/情報セキュリティ 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報の保管と使用

必要なファイルだけ

必要なカードだけ

すべての個人情報を持ち出さず、必要な情報だけ持ち出す。

使用後は保管場所に返却する

(問14) 個人情報の保管及び使用はどのようにすればよいのでしょうか？

(答2) (使用(持ち出し)時の留意点)

- ① 管理者の許可を得る。
- ② 必要最小限のみ持ち出す。
- ③ 常に目の届くところに置く。
- ④ 使用後は、管理者(保管場所)に返す。作業の一時中断の際も同様とする。

▶ 次のページ

6 個人情報の持ち出し方法の留意点は？

コンプライアンス研修 個人情報保護/情報セキュリティ 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■個人情報の保護

はじめに
個人情報
個人情報の収集と利用
個人情報の不適切使用
教職員の懲戒
情報セキュリティ
まとめ

個人情報データの保管と使用

端末

USBメモリー等

暗号化、又はパスワードで保護する

USBメモリー等の外部記憶媒体で個人情報を持ち出す際は、所属のルールに従い許可を得る。

(問15) 個人情報データの保管方法、使用方法、どうしても必要な場合の持ち出し方法は、どのような方法でしょうか？

(答3) (個人情報データの持ち出し方法)

- ① 所属のルールに従い、持ち出しの許可を得る。
- ② 必要最小限のデータのみ外部記録媒体に保存する。
- ③ データの暗号化、又はパスワードによる保護を行う。
- ④ 盗り道をしないうで、目的地に行く。紛失しないよう身に付ける。

■コラム欄をお読みください。

7 クリアスクリーンの方法を確認しましょう。

コンプライアンス研修	■ 個人情報の保護 / 情報セキュリティ	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ	クリアスクリーン	
■ 個人情報の保護	席を離れるときはクリアスクリーンを実行しましょう。	<p>(問16) クリアスクリーンの実行と解除はどのようにすればよいのでしょうか？</p>
はじめに		<p>(答) 【クリアスクリーンの実行】</p>
個人情報		<p>パソコンの「ウィンドウズキー」と「Lキー」を同時に押すと、瞬時にロックが設定され、操作できなくなります。これをクリアスクリーンといいます。</p>
個人情報の収集と利用		<p>【クリアスクリーンの解除】</p>
個人情報の不適切使用		<p>「コントロールキー」、「オルトキー」、「デリートキー」の3つのキーを同時に押すと、「ユーザー名」とパスワードを聞いてきますので、入力してください。</p>
教職員の懲戒		
情報セキュリティ		
まとめ		

“ウィンドウズ”キー と “L”キー を同時に押す

【解除法】

“Ctrl”キー + “Alt”キー + “Delete”キー

8 研修のまとめ

コンプライアンス研修	■ 個人情報の保護 / まとめ	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室
研修テーマ	研修のまとめ	
■ 個人情報の保護	【個人情報の収集と利用】	【個人情報の保管】
はじめに	<p>利用目的を明示して収集、他者に提供するときには、本人の了解を得る。</p>	<p>個人情報は整理し、常に施錠して保管する。クリアデスク・クリアスクリーンを実行する。</p>
個人情報	<p>緊急連絡網作成用原稿 この原稿は緊急連絡網として使用し、○年○組の保護者に配付します。 緊急連絡網として使用することに ・同意します。 ・同意しません。 どちらかに、○をおつけください。</p>	
個人情報の収集と利用		
個人情報の不適切使用		
教職員の懲戒		
情報セキュリティ		
まとめ	【個人情報の持ち出し】	
	<p>個人情報を持ち出さなければいけないときは所属のルールに従い、必ず許可を得る。</p>	
<p>■ これで「個人情報の保護」研修を終わります。たくさんの項目での研修お疲れ様でした。</p>		

[3] 体罰の防止 (2013年夏)

1 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」を確認しましょう。
(H25.3.13 文部科学省通知)

<p>コンプライアンス研修</p> <p>研修テーマ</p> <p>■ 体罰の防止</p> <p>はじめに</p> <p>体罰の実態</p> <p>体罰禁止の法令等</p> <p>事例から学ぶ</p> <p>教職員の懲戒</p> <p>体罰のない学校を目指して</p>	<p>■ 体罰の防止 / 体罰禁止の法令等</p> <p>体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について</p> <p>文部科学省通知(H25.3.13)</p>	<p style="text-align: right;">徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p> <h3 style="text-align: center;">○ 正解</h3> <p>児童生徒に加えられた懲戒が、体罰に当たるかどうかについては、平成25年3月13日に出された、文部科学省からの通知に示されており、</p> <p>(1) 体罰に当たるかどうかは、個々の事案ごとに判断が必要</p> <p>(2) 懲戒の内容が身体的性質のものに該当</p> <p>と述べられています。</p> <p>▶ 次のページ</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>1 体罰の禁止及び懲戒について</p> <p>…いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。</p> <p>2 懲戒と体罰の区別について</p> <p>(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、… 個々の事案ごとに判断する必要がある。</p> <p>(2) …その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。</p> </div> <p>■ コラム欄を読み、同じお答えください。</p>		

<p>コンプライアンス研修</p> <p>研修テーマ</p> <p>■ 体罰の防止</p> <p>はじめに</p> <p>体罰の実態</p> <p>体罰禁止の法令等</p> <p>事例から学ぶ</p> <p>教職員の懲戒</p> <p>体罰のない学校を目指して</p>	<p>■ 体罰の防止 / 体罰禁止の法令等</p> <p>体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について</p>	<p style="text-align: right;">徳島県教育委員会コンプライアンス推進室</p> <p>また、正当防衛、正当行為等については、懲戒ではないため体罰には当たらず、刑事上民事上の責めを免れるとしています。</p> <p>さらに、別紙において懲戒・体罰等に関する参考事例が挙げられています。</p> <p>(問5)</p> <p>次の1～3の行為のうち、体罰に当たらないものはどれでしょうか。</p> <p>▶ 1. 練習に集中しない生徒に水を飲むことを禁じ、炎天下でグラウンド100周を命じた。</p> <p>▶ 2. 指導中に興奮して殴りかかってきた生徒に対して、やむを得ず手首押さえ付けたために打撲傷を与えた。</p> <p>▶ 3. 校則を守らず、前髪を伸ばした生徒の同意を得ずに、髪を切った。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>3 正当防衛及び正当行為について</p> <p>(1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。</p> <p>(2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、…体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰には当たらない。…</p> </div> <p>■ コラム欄を読み、同じお答えください。</p>		

(問5の正解) 2

2 体罰の事例からその要因を考えましょう。

コンプライアンス研修 研修テーマ ■ 体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	■ 体罰の防止／事例から学ぶ 体罰の要因 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>〈事例1〉 運動部で、顧問の男性教諭が体育館で部活動中、練習態度などを問題にして、女子部員の顔を膝蹴りして、鼻を骨折する重傷を負わせていた。</p> <p>この日の部活では他の部員数人に対しても、髪の毛を引っ張ったり、暴言を吐くなどしている。</p> <p>同校の内部調査に男性教諭は「チームを強くさせたい一心だった」と語ったという。</p> </div> <p>■ コラム欄を読み、同にお答えください。</p>	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室 では、体罰の事例を通して、体罰に至る要因を明らかにし、再発防止に取り組みましょう。 本文をお読みください。 (問6) この男性教諭は、なぜ体罰を起こしたのでしょうか。次の1～3から最も適するものを選んでください。 ▶ 1. 一時的に感情が高ぶり、カッとなって起こしたもの ▶ 2. 常習的に、体罰が行われていたもの ▶ 3. 不注意や、「これぐらい」という認識の甘さが起こしたもの
---	--	--

(問6の正解) 2

コンプライアンス研修 研修テーマ ■ 体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	■ 体罰の防止／事例から学ぶ 体罰の要因 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>〈事例2〉 新入生を対象としたオリエンテーションで、20人近くの教員が身なりを検査し、身なりに乱れがあったとして、生徒21人を約3時間にわたり体育館のフロアで正座させた。</p> <p>生徒全員が反省文を書き終わるまでの約3時間、提出する際などを除いて正座を続けさせたもので、「予想以上に反省文の完成に時間がかかった」と語っている。</p> </div> <p>■ コラム欄を読み、同にお答えください。</p>	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室 (問7) 20人もの教員が、なぜ、体罰を起こしたのでしょうか。次の1～3から最も適するものを選んでください。 ▶ 1. 一時的に感情が高ぶり、カッとなって起こしたもの ▶ 2. 常習的に、体罰が行われていたもの ▶ 3. 不注意や、「これぐらい」という認識の甘さが起こしたもの
---	---	--

(問7の正解) 3

3 体罰に関する標準的な処分量定を復習しましょう。

(事例3) A教諭は、授業中や清掃中、まじめに取り組めていない生徒に対して、膝で蹴ったり、腹を叩いたりするなどの体罰を繰り返していた。怪我をする生徒もいたが、怪我の程度は軽かったので処分を受けても「停職」になることはない。

(事例4) B教諭は、部活動の練習中、生徒が熱心に取り組めていない時に、気合いを入れるため、頻繁に生徒の頬を軽く叩いていた。けがをすることはなく、生徒、保護者とも納得しているので「減給」などの処分を受けることはない。

(事例5) C教諭は、部活動の練習中、女生徒に「お前はバカだから」「心の中が腐っている」など頻繁に叱責をしていた。手を出すことはなかったので、「戒告」などの処分を受けることはない。

コンプライアンス研修 研修テーマ ■ 体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	■ 体罰の防止 / 教職員の懲戒 標準的な処分量定	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室 実際には、この処分量定を基本に、個々の事案ごとに客観的に判断されますが、前述の(事例3)～(事例5)の考え方は、全て誤りです。 (事例3) 傷害を負わせるときは停職になる可能性があります。 (事例4) 傷害を負わせなくても減給などの処分を受ける可能性があります。また、体罰に当たるかどうかは、生徒や保護者の了解の有無には関係なく、総合的、客観的に判断されます。 (事例5) 身体的なものだけでなく、暴言や嘲笑など言葉の暴力も人権を侵害する行為であり、戒告などの懲戒を受ける可能性があります。 ▶ 次のページ												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">非違行為等の分類・具体例</th> <th style="width: 20%;">懲戒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 体罰等</td> <td>(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員</td> <td>免職 又は 停職</td> </tr> <tr> <td>(2) 体罰により、児童生徒に傷害を負わせた教職員</td> <td>停職、減給、戒告のいずれか</td> </tr> <tr> <td>(3) 児童生徒に、上記以外の体罰をした教職員</td> <td>減給 又は 戒告</td> </tr> <tr> <td>(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせした場合</td> <td>体罰の量定に準じて取り扱う</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ コラム欄を、お読みください。</p>		非違行為等の分類・具体例	懲戒	2 体罰等	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	免職 又は 停職	(2) 体罰により、児童生徒に傷害を負わせた教職員	停職、減給、戒告のいずれか	(3) 児童生徒に、上記以外の体罰をした教職員	減給 又は 戒告	(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせした場合	体罰の量定に準じて取り扱う	
	非違行為等の分類・具体例	懲戒												
2 体罰等	(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	免職 又は 停職												
	(2) 体罰により、児童生徒に傷害を負わせた教職員	停職、減給、戒告のいずれか												
	(3) 児童生徒に、上記以外の体罰をした教職員	減給 又は 戒告												
	(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせした場合	体罰の量定に準じて取り扱う												

4 再び体罰の事例からその背景を考えましょう。

コンプライアンス研修 研修テーマ ■ 体罰の防止 はじめに 体罰の実態 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 教職員の懲戒 体罰のない学校を目指して	■ 体罰の防止 / 体罰のない学校を目指して どこに問題があるのでしょうか？	徳島県教育委員会コンプライアンス推進室 (本文からお読みください。) 問題点は、2つあると考えられます。 (1) 力に頼らない「真の指導力」が不足している。 (2) 管理職や仲間のサポート、学校全体の「組織的な生徒指導体制」が不十分である。 ▶ 次のページ
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>(事例6)</p> <p>新任3年目のC教諭は、本年度、新しいクラスを担当したが、4月以来、授業中落ち着きがなく、まじめに授業を受けたいという生徒の保護者からの苦情が寄せられていた。</p> <p>また、別の保護者からはC教諭の指導が甘いという声も聞かれたため、ある日、授業中騒いでいた生徒数人を廊下に引きずり出し、正座させた上で頭を強く叩き、反省を促した。</p> </div> <p>指導の成果が上らず「あせり」を感じ、体罰に及んでしまったようです。どこに問題があるのでしょうか？</p> <p>■ コラム欄を、お読みください。</p>	

研修テーマ

■体罰の防止

- はじめに
- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

愛のムチは必要？

〈事例〉

ある保護者から家庭訪問の際に、「口で言っても分からない者には、身体で分からせるしかないですよね。自分も生徒のとき先生に叩かれて、『世の中には、してもいいこと、してはいけないことがある』ことに気がついた覚えがあります。もちろん、その先生には今でも感謝しています。

だから、うちの子が悪いことをしたら、どンドン叩いてもらってかまいません。先生や学校を訴えたりしませんから 遠慮せずをお願いします。」と言われた。

今でも社会の一部に、「信頼関係があれば、体罰は許される。」という「体罰容認論」や「『愛のムチ』肯定論」が根強く残っています。でも、本当に、「愛のムチ」などというものが必要なのでしょうか。

■コラム欄を、お読みください。

(本文からお読みください)

体罰を受けた子どもは心に傷を受けるとともに、暴力に従うことだけを学んだり、教師から心が離れ指路が困難になったりします。

さらに、周りにいる子どもたちにも恐怖心や精神的なショックを及ぼすこともあります。

「愛のムチ」などは必要ないのです。真剣に子どもと向き合い、粘り強く分らせる「真の指導力」こそが必要なのです。

▶ 次のページ

5 研修のまとめ

研修テーマ

■体罰の防止

- はじめに
- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

学校から、全ての体罰をなくしましょう

これまで見てきたように、体罰に至る要因には
(1)一時的な感情、(2)常習性、(3)認識の甘さなどがあり、

その背景には、

(a)指導力不足、(b)勝利至上主義、(c)体罰容認論などがあることが分かりました。

私たちは、これらを克服し、一日も早く、全ての学校から体罰をなくさなければなりません。

体罰防止は学校全体の課題であることを認識し、教職員がお互いに支え合う「組織的生徒指導体制づくり」や「風通しの良い職場環境づくり」を進めることが大事です。

また、校内に児童生徒や保護者からの「体罰等相談窓口」を設けることも必要です。

■コラム欄をお読みください。

これで「体罰の防止」研修を終わります。お疲れ様でした。

今後、校内の全体研修、グループ研修にも取り組んでください。

体罰に関する研修資料は「コンプライアンスハンドブック」p20-21、「コンプライアンスハンドブック ケース集」p12-16、「コンプライアンスハンドブック ケース集Ⅱ」p8,p23-24,p33、「コンプライアンスハンドブック ケース集Ⅲ」p23-28, p32, p37に掲載していますので、御利用ください。

研修アンケートに御協力をお願いします。



